

(5)平成26年度コミュニティ助成事業について

本年度も、コミュニティ助成事業の申請受付を行う予定です。

つきましては、別紙「平成26年度コミュニティ助成事業」をご覧ください、各集落でご検討いただきますようご案内します。

また、申請の意向がある場合は、事前に事業の内容などを企画課町づくり推進室にご相談ください。

記

1. 申 込 締 切 平成25年9月中旬(予定)
※申込締切日が決まりましたら、各集落にお知らせをします。
2. 助成事業の内容 別紙「平成26年度コミュニティ助成事業内容(予定)」のとおり
3. 備 考
 - ・1つの事業に複数のコミュニティ組織から申請があった場合には、公平性を図るために町において審査会を開催し、事業の効果、必要性、活動状況などについて比較評価を行い、採択の優先順位を付けた上で自治総合センターへ申請します。
 - ・コミュニティ助成事業は、申請をしたからといって、必ず助成金が交付されるとは限りませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

企画課 町づくり推進室 担当：景山
電話：68-3113 FAX；68-3866
メール：machidukuri@houki-town.jp

平成26年度コミュニティ助成事業

1. コミュニティ助成事業とは

財団法人自治総合センターが宝くじ収入を財源として、地域で行なう事業または活動に必要な施設・設備の整備を助成する制度です。

2. コミュニティ組織とは

コミュニティ組織とは、自治会等の地域的な共同活動を行っている団体とします。

(特定目的のために組織された団体、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO等は対象外。)

3. 助成事業の種類、助成対象団体、助成金額、事業の参考例

P51～P53 で事業ごとに記載しております。

*詳しくは企画課町づくり推進室へお問合せください。

4. 申請の締切(平成26年度の事業申請を行います)

平成25年9月中旬(予定)

①自治総合センターから募集の連絡があり次第、申請の締切日を各集落にお知らせしますが、この助成事業は毎年、募集されるとは限りませんのでご了承ください。

※町のホームページでもお知らせします。

②事業の内容によっては、助成の対象とならない場合もありますので、事前に企画課町づくり推進室にご相談下さい。

5. 申請方法

必要書類(申請書、コミュニティ組織の説明など)を作成し、企画課町づくり推進室へ提出

※申請には多くの書類が必要です。申請をされる集落は、早めに書類の準備をお願いいたします。

6. その他

①1つの事業に複数のコミュニティ組織から申請があった場合には、公平性を図るために町において審査会を開催し、事業の効果、必要性、活動状況などについて比較評価を行い、採択の優先順位を付けた上で自治総合センターへ申請します。

②コミュニティ助成事業は、全国からの申請を自治総合センターでとりまとめた後、再度審査を行ない、助成金の採択・不採択の決定を行います。そのため、申請をしたからといって、必ず助成金が交付されるとは限りませんのでご了承ください。

※コミュニティ助成に関する相談は、随時、受け付けておりますのでご連絡ください。

平成26年度コミュニティ助成事業内容（予定）

【注意事項】

- 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業については対象外とします。
- 事業を実施するにあたり、土地を要する事業（コミュニティーセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等）は、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外とします。また、土地所有者全員からの承諾等が得られない場合も対象外とします。なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。
- 助成対象外経費
 - (1) 既存施設・中古品の購入
 - (2) 車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）
 - (3) 銃・刀剣類
 - (4) 既存施設・設備（備品）の修理・修繕・撤去・解体処理にかかる費用
ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティセンター助成事業における建物の大規模修繕は助成対象とします。
 - (5) 土地の取得・造成、外構工事
 - (6) 青少年健全育成助成事業において、事業の全部が外部委託となる事業、および備品の購入
- 事業の参考例で例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合がありますのでご相談ください。

1.一般コミュニティ助成事業

| 事業内容 | 助成対象団体 | 助成金額 | 助成対象経費 |
|---|-------------------------|-----------------------------------|---|
| 住民が自主的に行なうコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業。 | ・市町村 ・コミュニティ組織（自治会等） | 1件につき 100万円から250万円 （10万円単位） | コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に要する経費。 ただし、建築物、消耗品は助成対象外とする。 |

【一般コミュニティ助成事業の参考例】

| 区分 | 施設又は設備 |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1.生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等 | 芝刈り機、除雪機等 |
| 2.健康の管理・増進 | トレーニング用具、健康管理器具等 |
| 3.生活安全の確保の推進 | 防犯灯等 |
| 4.お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事 | 太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等 |
| 5.文化・学習活動 | 視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等 |
| 6.体育・レクリエーション活動 | スポーツ用具、遊具、簡易倉庫・収納庫、コミュニティ公園・広場等整備 |
| 7. その他 | コミュニティ掲示板、屋外放送設備等 |

2.コミュニティセンター助成事業

| 事業内容 | 助成対象団体 | 助成金額 | 助成対象経費 |
|---|---|---|--|
| 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・コミュニティ組織(自治会等) | 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(10万円単位) ※ただし、1,500万円を上限とする。 | コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要なとされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。 ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。 |

【コミュニティセンター助成事業 参考例】

| 区分 | 施設又は設備 |
|---------------|---|
| 1.福祉・健康管理 | 談話室、児童室、保育室、トレーニングルーム等 |
| 2.文化・学習活動 | 図書室、コミュニティ情報室、視聴覚室、講座室、実習室、サークル活動準備室、娯楽教養室、工作室、陶芸室等 |
| 3.体育・レクリエーション | レクリエーションルーム、ロッカールーム、シャワー室等 |
| 4. その他 | 多目的ルーム等 |

3.自主防災組織育成助成事業

| 事業内容 | 助成対象団体 | 助成金額 | 助成対象経費 |
|---|---|---------------------|--|
| 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・自主防災組織 | 30万円から200万円(10万円単位) | 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。 ただし、建築物、消耗品は対象外とする。 |

【自主防災組織育成助成事業 参考例】

| 区分 | 施設又は設備 |
|------------|--|
| 1. 情報連絡用 | 携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等 |
| 2. 消火用 | 可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等 |
| 3. 水防用 | 救命ポート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等 |
| 4. 救出救護用 | AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、パール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等 |
| 5. 給食給水用 | 給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等 |
| 6. 避難所・避難用 | リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等 |
| 7. 防災教育用 | 模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、住宅用火災警報器(訓練用)等 |
| 8. その他 | 簡易資機材倉庫、除雪機等 |

4.青少年健全育成助成事業

| 事業内容 | 助成対象団体 | 助成金額 | 助成対象経費 |
|--|---|---|--|
| <p>青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・コミュニティ組織（自治会等） | <p>1件につき 30万円から100万円 （10万円単位）</p> | <p>青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。 ただし、備品は対象外とする。</p> |

【青少年健全育成助成事業 参考例】

| 区分 | 事業の内容等 |
|-------------------|--|
| <p>イベント等ソフト事業</p> | <p>野外活動の実施等 （親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験・ハイキング・スターウォッチング等） 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催 各種スポーツ教室 各種スポーツ指導員の派遣及び巡回 講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修</p> |